

全柔連発第 29-0671 号
平成 29 年 11 月 29 日

都道府県柔道連盟（協会） 会長 殿
地区柔道連盟（協会） 会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
事務局長 中里 壮也



休会員制度（登録費特別免除）の新規設定に関する通知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
表題の通り、登録費の特別免除措置（休会員）について下記のとおりお知らせ致します。

本連盟では出産、育児、業務多忙、傷病等（以下「出産・育児等」という。）の特別の事情を有する者が、仕事と子育て・介護等とを両立していける環境づくりを目指し、出産や育児等のために柔道から離れてしまっている方の環境を少しでも改善できるよう、登録費の特別免除措置を設けることとなりました。

各都道府県に置かれましても是非この措置をご活用いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

（添付資料）

1. 全柔連会員登録休会員制度（登録費特別免除）休会申請書
2. 全柔連会員登録休会員制度（登録費特別免除）休会員登録までのフローチャート

以上

（お問合せ）

公益財団法人全日本柔道連盟 企画部経理課 担当 前田
TEL : 03-3818-4628 FAX : 03-3812-3995 E-mail : touroku@judo.or.jp